

舟形町特定事業主行動計画

第1次改定 平成22年3月

平成22年3月

舟形町・舟形町教育委員会

I. 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

1. 目的

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、舟形町職員及び県費負担教職員（以下「職員」という。）が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2. 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

3. 計画推進体制

①次世代育成支援対策を効果的に推進するため、町安全衛生委員会、町職員労働組合の2つの組織で計画推進の体制を整備する。

②次世代育成支援対策に関する研修、講習及び情報提供等を実施する。

③仕事と子育ての両立等についての支援、相談及び制度説明等を実施する。

④本計画の実施状況については、毎年①の組織において、目標の達成状況及び公表の状況を把握検証し、その後の計画の見直し及び改善等を図る。

II. 特定事業主行動計画の内容に関する事項

1. 職員の勤務環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員及び所属担当課等に対して、次の制度等について周知する。

- ①危険有害業務の就業制限
- ②深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ③健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認
- ④業務軽減
- ⑤特別休暇等の制度及び出産費用の給付や共済制度の説明

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、職員の妻が出産する場合で、出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため取得できる特別休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これらの休暇等の所得を促進する。

また、このような休暇等を取得することについて、職場における理解が得られるための環境づくりを行う。

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備

育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進等を図るため、次に掲げる措置を実施する。

①育児休業等の周知

男性も育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知する。

②育児休業等取得経験者に関する情報提供

育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業を実際に取得した職員の情報を提供することにより、育児休業等を取得することのメリットを周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図る。

③育児休業を取得しやすい雰囲気醸成

育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。

④育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、広報紙や行政資料等を送付し情報提供を行う。

⑤育児休業に伴う臨時職員の活用

課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時職員等の

確保を行う。

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を 男性 10%、女性 80% を目標とする。

(4) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。

① 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の抑制

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するため深夜勤務及び超過勤務を抑制する。

② 一斉定時退庁等の実施

定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等により注意喚起を図る。

③ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量の見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な職員配置及び年間を通じた業務量の平準化の取組を推進する。

◎ 以上のような取組を通じて、年間の超過勤務時間数を現在の 10% 抑制を目標とする。

(5) 休暇の取得促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

① 年次休暇の取得の促進

年次休暇を取りやすい雰囲気醸成や環境整備を促進する。

② 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族とのふれあいのための年次休暇等の取得の推進を図る。

③ 子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が円滑に取得できる環境の整備を図る。

④ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

⑤ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して 100% 取得できる職場環境の整備。

◎ 以上のような取組を通じて、年次休暇取得日数を現在の 10% 増を目標とする。

2. その他次世代支援対策に関する事項

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域において、子どもの健全育成、疾患、障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

(2) 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、地域の行事への積極的な参加の支援を図る。

(3) 子どもを交通事故から守る活動の支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援する。

(4) 安全で安心して子供を育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止活動への職員の積極的な参加を支援する。